

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正	(会計課)	273
○保安林の指定予定の通知	(山城広域振興局、中丹広域振興局)	〃
○道路の区域変更	(丹後土木事務所)	274
○道路の供用開始	(〃)	275
公 告		
○環境影響評価の事後調査報告書の縦覧 (環境管理課)		〃
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就退任届	(南丹広域振興局、丹後広域振興局)	276
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(山城広域振興局)	278

○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課)	278
○都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧	(〃)	279
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所、中丹西土木事務所)	〃
教 育 委 員 会		
○一般競争入札の実施		〃
選 挙 管 理 委 員 会		
○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程		282
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数		〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数		〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数		283

告 示

京都府告示第200号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示(昭和60年京都府告示第227号)の一部を次のように改正し、令和6年4月22日から施行する。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同三条支店の項中「京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地」を「京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町591番地」に改める。

京都府告示第201号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
宇治市白川牛岩1の3、1の4、6、10の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
牛岩1の3、6
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大江町佛性寺小字白石8178の乙、小字トナリヤマ8196の3

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年4月19日から令和6年5月7日まで縦覧に供する。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 道路の種類 府道
(2) 路線名 上延利線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宮津市字畑小字畑ケ田13の2(右)から	前	最小 4.2 最大 11.8	67.0 m
	後	最小 8.3 最大 14.8	
宮津市字畑小字大石川原7の1まで	前	最小 4.6 最大 9.2	82.9
	後	最小 4.6 最大 35.7	

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道
(2) 路線名 掛津峰山線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長	備 考
京丹後市峰山町矢田小字ニガラミ695から	前	最小 4.4 最大 22.7	1,070.5 m	現道の供用は従前のとおり
京丹後市峰山町丹波小字要ノ下1206の2を経て				
京丹後市峰山町丹波小字桜内978の8まで				
京丹後市峰山町矢田小字ニガラミ695から	後	最小 4.4 最大 22.7	1,070.5	
京丹後市峰山町丹波小字要ノ下1206の2を経て				
京丹後市峰山町丹波小字桜内978の8まで				
京丹後市峰山町矢田小字ニガラミ695から	後	最小 12.8 最大 58.6	1,006.6	
京丹後市峰山町丹波小字大系10050の2を経て				
京丹後市峰山町丹波小字桜内978の8まで				

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年4月19日から令和6年5月7日まで縦覧に供する。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 上延利線
- 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字畑小字畑ケ田13の2（右）から 宮津市字畑小字大石川原7の1まで	令和6年4月19日
宮津市字畑小字大石川原9（右）から 宮津市字畑小字芦谷口60の2（右）まで	

- 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第29条第2項の規定により、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったが、その事業の概要は、次の1のとおりである。

なお、条例第29条第3項の規定により、事後調査報告書の写しを次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 対象事業の概要
 - 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 西日本旅客鉄道株式会社
代表者 代表取締役 長谷川 一明
所在地 大阪市北区芝田二丁目4番24号
 - 対象事業の名称、種類及び規模
名 称 奈良線第2期複線化事業
種 類 普通鉄道の改良
規 模 第2期複線化延長14キロメートル

- 対象事業が実施された区域

- J R 藤森駅から宇治駅までの間
- 新田駅から城陽駅までの間
- 山城多賀駅から玉水駅までの間

- 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

- 縦覧場所

- 京都府総合政策環境部環境管理課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 京都府山城北保健所環境課
宇治市宇治若森7番地の6
- 宇治市人権環境部環境企画課
宇治市宇治琵琶33番地
- 城陽市市民環境部環境課
城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
- 井手町産業環境課
綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地
- 西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所京都工
事所
京都市南区西九条北ノ内町5番地の5 京滋支
社8階

- 縦覧期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

- 縦覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 届出事項の概要

- 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マツヤスーパー
京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1
代表取締役 中山 博雄
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤスーパー伊勢田店
宇治市伊勢田町中ノ田55番地の3ほか
- 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社マツヤスーパー 京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1 代表取締役 中山 保彦	株式会社マツヤスーパー 京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1 代表取締役 中山 博雄	令 6. 2. 1	設置者の代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社マツヤスーパー 京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1 代表取締役 中山 保彦	株式会社マツヤスーパー 京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1 代表取締役 中山 博雄		

- 2 届出年月日
令和6年3月27日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年4月19日から令和6年8月19日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年4月19日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
 - (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マツヤスーパー
京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番地1
代表取締役 中山 博雄

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤスーパー伊勢田店
宇治市伊勢田町中ノ田55番地の3ほか
- (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,470㎡	3,158㎡	令 6. 11. 28	店舗を新たに増設するとともに、施設の配置を変更するため
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	15.8㎡（添付書類変更前配置図のとおり）	17.0㎡（添付書類変更後配置図のとおり）		

- 2 届出年月日
令和6年3月27日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年4月19日から令和6年8月19日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



亀岡市川東土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月19日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 就任役員
 - (1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町小米田7の10	堤 元 博
〃 〃 久保前3の1	名 倉 照 彦
〃 〃 住吉10	畑 昌 利
〃 〃 長宮14	中 澤 加 寿 子
〃 〃 千歳町国分坪井1	亀 谷 益 夫
〃 〃 千歳南所30	眞 継 朗
〃 〃 毘沙門向畑24の1	吉 川 八 栄

亀岡市河原林町河原尻北垣内24	梶 卷 博
〃 〃 〃 綾垣内8	岸 本 剛 一
〃 〃 〃 中垣内6	井 上 清 美
〃 〃 勝林島小坂14	八 木 俊 光
〃 保津町山ノ坊50	疋 田 昌 弘
〃 〃 上火無28の22	吉 田 良 樹
〃 〃 今石88	井 上 浩 夫

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町三軒屋94	松 村 一 城
〃 河原林町河原尻中垣内21	中 野 透
〃 東堅町38	並 河 行 彦

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町小米田7の10	堤 元 博
〃 〃 長宮40	人 見 修
〃 〃 池尻43	浅 田 義 一
〃 千歳町千歳山ノ口35	山 田 己 義
〃 〃 〃 上ノ所16	中 村 昌 博
〃 〃 毘沙門向畑24の1	吉 川 八 栄
〃 河原林町河原尻中垣内43	黒 田 幹 男
〃 〃 〃 曙23	岸 道 雄
〃 保津町構ノ内34	桂 廣 道
〃 〃 山ノ坊50	疋 田 昌 弘
〃 〃 今石70	今 井 正 作

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市千歳町千歳姫ノ木38	森 川 和 則
〃 保津町上大年67の2	田 中 健 二

南丹市園部町小山西町大峠1の31	上 田 稔
------------------	-------



網野町字網野土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京丹後市網野町網野825	梅 田 和 男
〃 〃 〃 350の3	沖佐々木 義久
〃 〃 〃 293の3	谷 口 栄 司
〃 〃 下岡148	中 江 泰 之
〃 〃 浅茂川1930	能 勢 義 男

(2) 監事

住 所	氏 名
京丹後市網野町網野1048の1	井 上 清 詞
〃 〃 新庄376	梅 田 佳 泰

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京丹後市網野町網野825	梅 田 和 男
〃 〃 〃 350の3	沖佐々木 義久
〃 〃 〃 293の3	谷 口 栄 司
〃 〃 下岡148	中 江 泰 之
〃 〃 浅茂川1930	能 勢 義 男

(2) 監事

住 所	氏 名
京丹後市網野町下岡632	河 田 信 介

京丹後市網野町網野1048の1

井 上 清 詞



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
長池工業株式会社
代表取締役 越智 康喜
城陽市富野長谷山1番地1
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
城陽市中中山120番1ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
53.8ヘクタール
- 5 期間
(1) 林地開発行為を行う期間
令和6年8月9日から令和9年8月8日まで
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和44年4月1日から令和17年8月8日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中・富野地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗浄機を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両については、ダンプ専用道路の使用を指導する。

粉じんの発生	城陽市中・富野地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	粉じん発生のおそれのあるときは、場内及びダンプ専用道路に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を、沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を、防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- (4) 長池工業株式会社
城陽市富野長谷山1番地1

9 縦覧期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）まで
- (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（向島国道1号周辺地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年4月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市馬場餅田8、21から28まで、30、31
（関連区域）
長岡京市馬場餅田20の2の一部、20の3の一部、
21の2、21の3の一部、馬場六ノ坪17の1の一部、
25の13、25の14、26の一部、府有地、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市伏見区竹田浄菩提院町316
大和ハウス工業株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字正明寺小字札ノ辻1656の1、1657、
1658、1659の1、1659の4の一部、市有地
（関連区域）
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市北区大淀中一丁目1の30
積水ハウス不動産関西株式会社

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年4月19日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府立工業高等学校教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借 一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 賃借期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
 - (4) 納入場所
仕様書に指示する場所
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒620-0804 福知山市字石原小字上野45
京都府立工業高等学校
電話番号（0773）27-5161
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付
 - ア 交付期間
令和6年4月19日（金）から令和6年5月14日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、京都府立工業高等学校ホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-ths/>）からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 過去5年以内に、ネットワークを介してサーバと接続するパーソナルコンピュータ等の情報機器の販売、設置・設定及び保守・修理を含む賃貸借等の契約の履行実績を有すると認められる者以外の者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) この入札に示した物品を第三者をして貸付けをさせようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けをさせる能力を有することを証明した者であること。

(5) この入札に示した業務を履行する能力があることを証明した者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立工業高等学校長（以下「校長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)のアに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の『令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格名簿」』記載事業者で次の業務種目に登録された者については、同名簿記載通知の写しの提出をもって、(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

大分類「情報システム開発等」—小分類「システム運用・管理」

大分類「賃貸借」—小分類「コンピューター機器」

(ア) 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（情報機器等の取引に関する履行実績調査）

(カ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(ケ) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）に係る誓約書

(コ) 提案書記載要項に定める提案書一式

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立工業高等学校教育用コンピュータ等校内ネットワークシステム賃貸借契約に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからカまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書面その他校長が必要と認める書類を校長に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産開始手続の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年5月31日（金）午後2時

イ 場所

〒620-0804 福知山市字石原小字上野45

京都府立工業高等学校3棟1階コモンホール

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年5月30日（木）午後5時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、見積りは賃貸借契約期間（60月）に対する総額とすること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

免除する。

14 その他

- (1) この入札の実施については、1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

15 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be rent:
Communication equipment for Local Area Network system, 1 set
- (2) Rent period:
From 1, September, 2024 through 31, August, 2029
- (3) The time, date and place for tender:
2:00 PM Fri., 31, May, 2024
Common hall, 3 buildings 1st Floor, Kougyou High School
45, Ueno, Isa, Fukuchiyama-City, Kyoto, 620-0804, Japan
- (4) Time-limit for tender by mail (not e-mail)
5:00 PM Thu., 30, May, 2024
- (5) The time, date, and place for the opening of tender:
2:00 PM Fri., 31, May, 2024
Common hall, 3 buildings 1st Floor, Kougyou High School
45, Ueno, Isa, Fukuchiyama-City, Kyoto, 620-0804, Japan
- (6) Contact point for the notice
School Office, Kougyou High School:
45, Ueno, Isa, Fukuchiyama-City, Kyoto, 620-0804,

Japan
TEL: (0773) 27-5161

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月19日
京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

京都府選挙管理委員会規程第3号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表3 社会福祉法人若竹福祉会高齢者あんしんサポートハウスYMBTの項の次に次のように加える。

社会福祉法人秀孝会特別養護老人ホーム京都ひまわり園アネックス	同	八幡清水井30の1
--------------------------------	---	-----------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

京都府選挙管理委員会告示第24号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年4月19日
京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

41, 502人

京都府選挙管理委員会告示第25号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙

管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年4月19日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

359,387人



京都府選挙管理委員会告示第26号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の実選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年4月19日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	30,053人
上	京 区	20,888人
左	京 区	41,007人
中	京 区	29,445人
東	山 区	9,413人
山	科 区	36,079人
下	京 区	21,561人
南	区	27,178人
右	京 区	53,449人
西	京 区	40,066人
伏	見 区	74,007人
福	知 山 市	20,827人
舞	鶴 市	21,553人
綾	部 市	8,923人
宇	治市及び久世郡	54,796人
宮	津市及び与謝郡	11,061人
亀	岡 市	24,272人
城	陽 市	21,062人
向	日 市	15,631人
長	岡京市及び乙訓郡	27,164人
八	幡 市	19,203人
京	田辺市及び綴喜郡	23,655人
京	丹 後 市	14,574人
南	丹市及び船井郡	12,339人
木	津川市及び相楽郡	33,500人